

耐用年数の短縮制度

Q : 耐用年数の短縮制度というものがあるようですが、どのような場合に認められるのですか？

A : 次の場合に認められます。

【解説】

税法で定めている法定耐用年数は、標準的な資産を対象とし、原則として、通常の維持補修を加えながら通常の使用条件で使用した場合の効用持続年数を基礎として定められたものですので、次の要件を満たす場合には、例外的に、承認を受けることによって、耐用年数の短縮が認められることとなっています。

1. その資産が次の事由に該当すること

- ① 種類等を同じくする他の減価償却資産の通常の材質等と著しく異なること
- ② その資産の存する地盤が隆起又は沈下したこと
- ③ その資産が陳腐化したこと
- ④ その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと
- ⑤ その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと
- ⑥ 同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること
- ⑦ その資産が機械及び装置で、耐用年数省令別表第2に特掲された設備以外のものであること
- ⑧ その他①から⑦に準ずる事由

2.1によりその資産の使用可能期間が、法定耐用年数よりおおむね10%以上短くなること

